

市民税・県

2 3

の責任において、より効率的に行政サービスを行えるようになります。

県民税(地方税)の税率を変えることで、

へと移譲されます。

これにより、

地方自治体が自主的に財源を確保し、

およそ3兆円の税源が国から地方

革。その一環として行われるのが『税源移譲』です。 所得税 (国税) と市民税

地方でできることは地方に」という方針のもと、国が進めている三位一体改

課税課

1 1

税源移譲で

ては、 から、 年1月分から適用され、 とになります。 税・県民税については、 19年6月分から適用されるこ 所得税については、平成19

平成 市民

確定申告のときから、市民税 の給与分から変更になります ては、所得税は1月の給与分 自分で直接支払う人につい 給与天引きされる人につい 市民税・県民税は6月 所得税は平成19年分の

県民税は6月に支払う分から

変更になります。

税6%、 ます。 から40%までの6段階になり 割が、一律10% (内訳は市民 より、 ます。(表1参照) また、 平成19年からの税源移譲に 市民税・県民税の所得 所得税の税率は5% 県民税4%) となり どう変わるの?

税額は いつから変わるの?

表1)市民税・県民税と所得税の税率の比較

	税源移譲前			税源移譲後	
	課税所得金額	税率	速算控除額		税率
市民税・県民税の	200万円以下	5%	0円		
所得割の税率	200万円超~ 700万円以下	10%	100,000円	一律10%	
	700万円超	700万円超 13% 310,000円			
	課税所得金額	税率	速算控除額	税率	速算控除額
	195万円以下	400/	οШ	5%	0円
	195万円超~ 330万円以下	10%	0円	10%	97, 500円
所得税の税率	330万円超~ 695万円以下	20%	000 000 II	20%	427, 500円
	695万円超~ 900万円以下		20% 330,000円	23%	636, 000円
	900万円超~ 1,800万円以下	30%	1,230,000円	33%	1, 536, 000円
	1,800万円超	37%	2,490,000円	40%	2, 796, 000円

課税所得とは、収入から諸控除を差し引いた残りの金額のことです。課税所得に税率をかけたもの が税額になります。

表2)所得税と市民税・県民税の

人的控除額の比較

人的控除の例	所得税	市民税・ 県民税	控除額 の 差
基礎控除	38万円	33万円	5 万円
配偶者控除	38万円	33万円	5 万円
扶 養 控 除	38万円	33万円	5 万円
特定扶養控除	63万円	45万円	18万円

た市民税・県民税の減額措 も講じられます。

「市民税・県民税 + 所得税 5%に引き下げられるため 得税の最低税率が10%から 参照)が、 の控除額が異なります(表2 得税では、税額を算出する際 所得税は増額となりますが ません。所得の多い人は反対 の税負担は基本的には変わり なるように思われますが、 の税負担は変わりません。 と、所得の少ない人は増税 市民税・県民税 + 所得税. また、市民税・県民税と所 市民税・県民税は減額、 その差額に対応し

税 負 担は どうなるの?

市民税・県民税だけで見

モデルケース 税源移譲による負担変動(年額)・

・扶養がいない人の場合

給与収入	税源移譲前			
和与以八	所得税	市民税·県民税	合計	
300万円	124,000円	64, 500円	188, 500円	
500万円	258,000円	163,000円	421,000円	
700万円	474,000円	307, 000円	781,000円	

税源移譲後		
所得税	市民税·県民税	合計
62,000円	126, 500円	188, 500円
160,500円	260, 500円	421,000円
376, 500円	404, 500円	781,000円

負担 増減額 0円 0円 0円

・妻と子ども2人を扶養している人の場合(②)(②)(②)

•				•
		税源移譲前		
	合計	市民税·県民税	所得税	
	9, 000円	9,000円	0円	
	195, 000円	76,000円	119,000円	
	459, 000円	196,000円	263,000円	

	税源移譲後			
	所得税	市民税·県民税	合計	
	0円	9,000円	9, 000円	
5	9,500円	135, 500円	195, 000円	
16	5,500円	293, 500円	459, 000円	

負担 増減額 0円 0円 0円

- ※妻と子ども2人を扶養している場合、子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
- ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。市民税・県民税にはこのほか均等割がかかります。
- ★このほか、実際の負担増減額には、平成19年から定率減税が廃止される等の影響があることにご留意ください。

定率減税が廃止されます

平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が廃止されます。

平成18年

給与収入

300万円

500万円

700万円

所得税:平成18年1月分から

税額の10%相当額を減額(12.5万円を限度)

市民税・県民税:平成18年6月分から

税額の7.5%相当額を減額(2万円を限度)

平成19年以降

所得税:平成19年1月分から廃止

市民税・県民税:平成19年6月分から廃止

モデルケース 妻と子ども2人を扶養・給与収入700万円(年額)●●



※子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。 ※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※市民税・県民税にはこのほか均等割がかかります。

平成18年 市民税・県民税 196,000円 定率減税 - 14,700円 所得税 263,000円 定率減税 - 26,300円

所得税

市民税・県民税

165,500円

平成19年

293,500円

合計 459,000円

市民税・県民税の老年者非課税措置が廃止されましたが、経過措置がとられています

平成17年1月1日現在、65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の人は、平成17年度まで市民税・県民税が非課 税でしたが、平成18年度から廃止されました。ただし、急激な税負担を緩和するため経過措置がとられています。

合計

平成17年度 合計所得金額 125万円以下の人 非課税



平成18年度以降

経過措置として、

課税

平成18年度・・・税額の3分の2を減額 平成19年度・・・税額の3分の1を減額 平成20年度以降・・・ 全額負担

418,000円



17,400円

54,700円

モデルケース 70歳、扶養なし・年金収入200万円(年額)

平成17年度 平成18年度 平成19年度 平成20年度 市民税・県民税 非課税 市民税・県民税 19,900円 市民税・県民税 37,300円 市民税・県民税 37,300円 定率減税 - 1,500円 (市民税·県民税 - 定率減税) x 2/3 市民税·県民税×1/3 - 12,267円 - 12,434円 所得税 34.800円 所得税 所得税 所得税 34,800円 17,400円 定率減税 - 6,960円 定率減税 - 3,480円 合計 27,840円 合計 37,453円 合計 42,266円 合計 (税額 27,800円) (税額 37,400円) (税額 42,200円) (税額 54,700円)

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。

※平成18年度以降、年金収入200万円の人の所得金額は、200万円-120万円=80万円です。

※市民税・県民税にはこのほか均等割がかかります。